

平成16年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第4号）

平成16年9月24日（金）午前9時開議

議事日程

- 日程第1 議案第44号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第2 議案第45号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について
- 日程第3 議案第46号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議について
- 日程第4 議案第47号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第5 議案第48号 公の施設の設置に関する協議について
- 日程第6 議案第49号 字の区域を変更することについて
- 日程第7 議案第50号 地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第51号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第52号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第53号 瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第54号 瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第55号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第56号 瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第57号 平成15年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第58号 平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第59号 平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第60号 市道路線の認定について
- 日程第18 発議第2号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男

5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
水道部長	松野光彦	教育次長	福野正
行政推進チーム 総括課長	松井善勝		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1 議案第44号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第1、議案第44号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第2 議案第45号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第2、議案第45号岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について、議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第3 議案第46号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第3、議案第46号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議について、議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第4 議案第47号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第4、議案第47号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について、議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第5 議案第48号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第5、議案第48号公の施設の設置に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第6 議案第49号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第6、議案第49号字の区域を変更することについて、議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第7 議案第50号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第7、議案第50号地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第8 議案第51号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第8、議案第51号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第9 議案第52号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第9、議案第52号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第10 議案第53号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第10、議案第53号瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第11 議案第54号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第11、議案第54号瑞穂市就業改善センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第12 議案第55号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第12、議案第55号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第13 議案第56号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第13、議案第56号瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第14 議案第57号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第14、議案第57号平成15年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について、議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第15 議案第58号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第15、議案第58号平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、3番 若園君。

3番（若園五朗君） 補正の中の農業関係のことでございますけれども、農業費の大規模乾燥調整施設改進黨業費の補助金89万9,000円の件でございますけど、水野部長、具体的には瑞穂市の農業関係振興補助金交付要綱がございます。その中で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が地方財政法にございます。今回、条例に基づく補助金交付でございますけれども、補助金に係る今後いろんな補助要綱の中で、8年間必ず形状を変えることなく執行するという法律がございますので、財産管理と同じような形で、要するに補助金を出した項目につきましては、きちっと適正に運営されているか、チェックされる計画がありますか、どうですか。

議長（土屋勝義君） 水野部長。

都市整備部長（水野年彦君） それぞれ農業振興補助金、あるいは他の補助事業につきましても、法律に基づきまして、設備あるいは目的を変えずに当然維持管理しながら機能を果たしていくということで、今後も引き続きそういう形で運営いたします。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園君。

3番（若園五朗君） 続きまして総務部長、お願いします。

補正の10ページ、歳出の方でございますが、総務費の徴税費の賦課徴収費の中で、今回補正の減額がございました。土地評価と画地条件の内容でございますけれども、それに伴って平成18年度に評価替えということでこの調査が入っているかと思いますが、平成15年10月に航空測量ということで、航空写真を撮っていると思うんですけども、その後の18年の評価替えの間に航空測量が行われる計画であるか。

もう一つ、この調査は単年度事業であるかどうか、そこら辺確認したいと思います。以上です。

議長（土屋勝義君） 総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、昨年、航空写真を撮っております。次回といたしますか、平成17年度に予定をいたしております。そして、この事業は単年度事業でございます。以上です。

〔「ありがとうございます」と3番議員の声あり〕

議長（土屋勝義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園君。

3番（若園五朗君） 議長、ふなれで何回もすみません。

教育次長にお伺いします。15ページの体育施設費の委託料の件でございますが、今回、公有財産購入に伴う設計委託料の件でございますが、現在、あそこには鉄塔がございまして、15万4,000と7万4,000ボルト。上段6本は7万、下は15万ボルトの高圧線が走っているんですけども、それに伴う水路、高圧変電所のくろには幅2メートル、深さ1.4メートルの普通のU字溝が入っていますけれども、一部全体計画の中の下の方につきましては、有蓋ふたをかぶっています。そういう高圧線の絡みと有蓋ふたの設計については十分きちと調査され、全体計画の中の位置づけの中で設計委託をお願いしたいと思います。その中に地役権の件でございますけれども、非常に高く、隔離距離6.0メートルあれば地上からのその間は非常にあいてございまして、その線下にも物が建つような構造になっていますので、全体計画の中でうまく、むだない設計計画で調査されるよう要望します。以上です。

議長（土屋勝義君） 要望でよろしゅうございますね。

ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 15ページの教育費の体育施設費の公有財産の購入についてであります。そもそも私は現時点でその購入目的がはっきりしていなくて、将来的な事業を見越した、そういう土地は市の行政財産として買うべきではないという基本的な立場を持っておるわけありますけれども、いずれにいたしましてもこの土地は隣接をするふれあい広場の事業化との関連を抜きには語れないわけでありまして、今、執行部の答弁をいろいろ聞いておりますと、将来的には事業化をしていく、別の形ですね。今は暫定的である、こういうふうにおっしゃっておるわけありますけれども、この土地は、仮契約は平成11年12月24日、本契約は平成12年1月25日ということで、5年が経過をしておるわけあります。交渉の段階を入れればもっとそれ以上の月日がたっておろうかと思うわけありますけれども、それでは将来的にと言われませんが、じゃあいつ具体的にその将来的な事業をやっていくのか、具体化するのか。このことについて明確にしておかなければいけないと思うんですね。いつ事業化するかもわからない。ただ持っているだけ。これから瑞穂市の場合は、堀議員がおっしゃっておられました公共下水道、その他の下水道事業についても莫大な投資を要してくるような計画もありますし、その優先順位等についても慎重に精査をして実行していかなければならないわけありますから、目先のことじゃなくて、まさに将来を見据えた形でどう考えているのかということについ



て、お聞かせをいただきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） この土地の利用計画について、具体的な計画はどのようなかというお話でございますけれども、今回の一般質問でもいろいろと御指摘がございましたように、要するに瑞穂市として基盤を整備していくためにやらなければならないプロジェクトというのは非常に多くあるわけでございます。しかし、財政事情を踏まえながら整備していくということになりますので、どの順番でやっていくかという問題につきましては、またいろいろと御相談を申し上げなければならないと思いますし、この用地でのいろんな施設の整備につきましても、前の御答弁でも申し上げましたように、どういうふうの施設を整備していくか、何をつくるかという問題も十分に議論しなければいけないと、このように思います。

そういう意味で、そのあたりにつきましても基本的な方向づけとか、そういうものにつきましては、私はできるだけ早期に、というと期間が切っていないじゃないかと御指摘になるかもしれませんが、私はそんなに長い時間をかけないで、方向づけはまず決めたいと、このように考えております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 今の15ページの教育費の体育施設費の中の公有財産購入費に関連するわけですが、生津ふれあい広場の中の東部分で、土のグラウンドですか、それで130メートル四方できておるわけですが、4月1日オープンになって、芝生のところは無料だと思いますが、グラウンドのところは有料になっているように記憶しておりますが、その4月1日からの使用頻度というか、どのくらいの回数と延べ人員とか、そんなことを含めてお聞かせを願いたいと思います。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 失礼します。

地元のゲートボールの練習ということで、この方が7回、それからサッカー、スポーツ少年団等々で使っていらっしゃるのが5回です。それから、市内のスポーツ少年団の大会、それからグラウンドゴルフ大会、岐阜地区のですがやりました。それとスポーツフェスティバルということで少年団が1回、そのほか団体があと3回程度使っています。土・日が中心でございます。

それから、今、実は広場ができたわけですが、ここにサッカーをやるようなゲートがありませんし、それからスポーツ少年団が使うようなゲートがございませんので、これらを早く買っておかないと、今の状態ではグラウンドの上でボールを転がすか、けるかぐらいです。空中に

飛んでいきますと、フェンスが低いもんですから、よそへ飛んでいってしまうという状態になっておりますので、そういうものがないためにちょっと使いづらいというような状態になっております。今後考えていきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 総件数というか、借り入れの……。

議長（土屋勝義君） 教育次長。

教育次長（福野 正君） 公式的に申し込まれて使っている方は16回、あと個人で使っていたのは自由ですので、例えば中学校がグラウンドを緩いときにこちらを使っているというような状態のものは特に申し込みをとっておりませんので、一応申込書を受け付けた、申込書の公式上で使っているのは今言った数でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 一遍に聞けばよかったんですけど、例えば今お手元にありましたらですけど、広場は4月の広報で有料ということが書いてあると思うんです、芝生の方は無料ですと。そやけど、それは本来だと団体によっては無料ということもあるわけですね、今聞いてみると。広報とちょっとずれているように私思ったんです。広報は有料だということが書いてあるんですけど、細かい条例とか何か設定してあるとは思うんですけども、その辺のところと、それから市内と市外の辺がわかりましたらあわせて。手元になかったら後でも結構ですけど、できたら費用対効果とかいろんなものもありますし、私個人的に言うと、せっかくこういうふうにサッカー防球ネットとか、サッカーゴールだとか、サッカーゴールはそんなに費用はかからないと思いますので、やっぱりこういうものをやる時はそういうこともやれるようなことでやっていただくのも一つの方法、これは要望ですけど。市内と市外とかそんなこと大体わかりましたら教えてもらいたいんですけど。

議長（土屋勝義君） 福野次長。

教育次長（福野 正君） 一つだけ県か地区の大会だと思うんですが、これも地元の役員さんが見えるので、それを通じて使われたようですが、あとは市内です。

それから、有料か無料かということなんですが、すべて一応団体で申し込まれると使用料をいただくわけですが、ただし減免規定がございまして、それぞれの団体に依じて減免規定を適用されれば、特にお年寄りとか弱者に対しては減免規定で使用料がない場合もございます。以上です。

〔「ありがとうございました」と14番議員の声あり〕

議長（土屋勝義君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 12ページの衛生費の中で、工事請負費1億4,000万円、これは美来の森のストックヤード建設に向けての予算であるということを報告を受けております。まだ、図面ができてないという段階で、これから図面をつくって設計にかけてというような報告でございました。

それでこの問題につきまして、去年の議会で私は一般質問を行って、美来の森のごみをしっかりストックヤードをつくって分別できるようにすべきだと。さらにそこで施設管理公社の方が6人働いてみえますから、働く条件もよくしていくと、そういう点での施設改善を要望いたしました。その具体化の一環だということで、この件については賛成をしておる立場でございますが、そういう中で去年の質問の市長の答弁の中で、瑞穂市の将来の粗大のごみの処理については、揖斐・本巣と粗大ごみ焼却場をつくって、そこで最終処分をするという計画があったけれども、それがとんざしちゃったと。そういう点で、仮にあそこで処分場をやっているんだと。将来的にどうしていくかということが今後の課題になっておるということで、もとす広域ではストックヤードを各市町ごとに一つつくることになっておるということも含めて、今後将来を見きわめ、根本的な見通しとしてのごみ問題をどういう方向で解決していくか、その再生を整えていかなければならないと思っております。その一環として、この問題を考えていくという答弁をされております。そういう位置づけの中で、この美来の森をどのような位置づけでストックヤードを建設されたのか、お尋ねをしたいと思います。

それからもう一つは、まだ図面もできていないと。これから設計にかかっていくという段階ですので、今後この設計に当たっては、特に労働環境に当たっては、そこの働いてみえる人の意見をひとつぜひ十分聞いてほしいということと、図面ができる段階で議会へも報告願って、こういうような施設をつくるんだということを、設計にかける前に、構想の段階で議会へ報告していただいて、いろいろ審議をするという場をぜひ設けてほしいということを要望していきたいと思っております。

これは、前の本田の学校増設のときも、ぽんと金額と設計がきて、審議ということになりましたけど、これは議会にはかからないかもしれませんがね、1億4,000万ですから承認の事項になりませんが、議会の全協の場なりでも、どのような図面で、こういう構想でやっていくということを諮ってから設計にかけて契約していくと、そういう手順をぜひしてほしいと。

その答弁の中でも、皆様方の御協議をさせていただきますので、よろしく御指導お願いいたしますということも市長は答弁の中で言っていますので、ぜひひとつその答弁どおり事を運んでいただきたいということを要望しておきます。以上です。

市長がどう位置づけてみえるかだけちょっと……。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 美来の森の使い方でございますけれども、これは合併する以前の問題ですが、一番苦慮いたしましたのが、揖斐・本巣での粗大ごみの処理という問題でいろいろと共同で処理しようということで、坂内村でお世話になりたいということで展開してきました事業もありましたし、それがとんざいたしましたして、旧穂積町としましてはそれに一つの大きな期待をかけておったんですけれども、非常に難しいということで、結局粗大の処理をするのに破碎、また物によっては焼却ということで、あの美来の森に焼却炉をつくったわけでございます。ですから、基本的には焼却炉につきましては、ずっと永続的に今のような形で運転しようという気持ちはございません。場内のごみの始末ぐらいは続けていきたいと思っておりますけれども、そんなふうに思っています。そういう意味で仮設的なものと御理解いただければいいと思っております。

それから、分別の問題でございますけれども、やはりごみにはリサイクルに持っていった方が適切だというごみが結構ございますので、そういうものを要するに一つの収集の流れの中で、きちっとした一つのシステムとして構築していくためには基地が要るだろうという考え方で、分別をする場所として美来の森を使っていきたいと、このように考えております。

それで、ごみの問題でついでに申し上げますと、一般の生活ごみにつきましては、西濃環境に溶融システムによる焼却という形が可能になってまいりましたので、そういう意味で非常にその系統のごみについての取り扱いというのは楽になったかなと、こんなふうに思っております。

残っておりますのは粗大の問題でございますけれども、粗大につきましても、現在は適切な処理をする方策が模索中というような状況でございますして、最終処分埋め立てという形で、非常に遠くのそういう処分場をお願いをしておるという状況でございますが、これについては根本的な対策を立てる必要があるかと思っております。当面の問題としましては、その土地までの輸送の過程で、できるだけかさを減らして輸送コストを引き下げていくという努力が必要だと思っておりますし、またリサイクル可能なものはそこでできるだけ分別してリサイクルへ持っていくということが必要かということで、分別するストックヤードを各町村に設置しようじゃないかということから始まっておりまして、そこでストックヤードに集めたもののその後の処分の仕方については、本巣地域全体としての考え方というのは現段階においては方向づけがまだできておりません。ですから、この段階の後の問題の方がこれから大きな問題かと、このように考えております。

いろんな点でごみの問題というのは非常に難しい問題でございますが、それと同時に、技術、考え方も日進月歩でございますので、その中でどの方法が最も適切であるかということ十分に誤りのないように選択していかなければいけないと思っておりますので、御指摘のようにその使い

方とかそういう問題につきましては、私どもとして集め得る限りの情報を皆様に御披露申し上げながら、その中でどの方法を選択していくかということにつきましては、十分に御意見をお伺いしていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 2番 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

まず13ページの橋梁維持費なんですけれども、業務委託料ということで橋梁点検委託料 360万円が計上されておるわけなんですけれども、これはもちろん市の補正ということでありますので、想像するに市道であるのかなというふうに思っておるんですけれども、この委託点検料、過去に県道、国道におきまして、いろんな業者の方の間違いがあったというようなことで詳しく精査された部分があるかと思えますけれども、それに引き続いてのことであるのか、あるいは本当に老朽化による点検料ということであるのか。また、これで点検で見込んで、次に工事の発注をするようであれば、早急に急ぐことであれば、ここに補正を組んでおかなければならないんじゃないかなという気がするんですけれども、そこら辺についての御答弁をよろしく願いいたします。

続きまして、15ページの教育費に関連してなんですけれども、設計委託料の 300万と囑託登記委託料の24万。この囑託登記委託料が24万設定してあるということは、これも土地取得にかかわって、これぐらいの費用がかかるよ、登記料はこれぐらいかかるよということを見込んでやってみえるのかなというふうに思われるんですけれども、その案件なのかという確認と、この設計調査委託料の 300万。この 300万が先ほどからの話にありますように、まだ今後いろいろ検討の中にあるよという状況にあらうかと思う中に、なぜ 300万と計上されたのか。目的があって、例えば建物をつくるなり、施設改善をやるなりということがあって 300万をつけておるのかどうか、そこら辺の御答弁をよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（土屋勝義君） 都市整備部長 水野君。

都市整備部長（水野年彦君） 今回の補正でございますが、以前やっております落橋防止ではございません。今回は老朽化に伴う荷重の点検をして、老朽化が激しいもので、それによって場合によっては制限を加えていきたいと考えております。

議長（土屋勝義君） 次、福野次長。

教育次長（福野 正君） 設計委託の 300万でございますが、主に今回補正を組ませました土地 4,578平米を造成経費が主だと思うんですが、上物としましては全協でも説明しましたが、今の思いでは管理棟兼倉庫と便所、それから駐車場等々でございます。それを含めて設計した場合に、調査設計委託料が 300万かかるだろうという予想です。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田君。

2番（篠田 徹君） はい、どうもありがとうございます。全協でも伺ったのであれなんですけれども、全協の場は全協の場、この場はこの場のことであろうかと思しますので、その場で説明されてもわからないことは何度でも聞かせてもらおうということで、御認識いただく、あまり「全協」という言葉を使ってもらわない方がいいんじゃないかなというような気がいたしますけれども、これは私だけの思いかと思ます。

先ほど、水野部長の方から御答弁がありました老朽化が激しいというふうであったんですけども、具体的に老朽化が激しいというのは、やっぱりつかんでみえるからじゃないかなと思うんです。つかんでみえるということであるのであれば、その点検委託料に含めて、先ほども申しましたように、工事の補正も組んでおるのがしかるべきじゃないかなと思うんですが。また、この老朽化が激しいというのは、具体的に指しまして巢南橋なんかどうか。またほかにいるんな橋があるかと思ますけれども、そこら辺のことを詳細に説明をよろしく願います。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 例の震災ですね、地震対策、それと設計基準の変更によりまして、以前につくった橋につきましては、橋座等の拡幅あるいはけたの落橋ということで対応した対策で、特に耐震につきましては瑞穂市のネットワークですね、幹線道路、国道・県道・主要市道を含めてネットワークで、もしどこかの橋が落ちてもいいような形で、極端ですけども、点検しながら橋梁の補強工事をやっています。今回の場合は、以前巢南町のときに点検も、耐震も行われましたが、現時点での改良、改築ということとは、まだこの点検等によってすると、道路の路線のルートも考えながら、将来的には必要でございますので、当面橋梁に対する荷重がどれだけでもつかということ、そこら辺を考えて、万が一の事故に備えて、場合によっては、点検結果によってどんな形で補強するかという形になると思ます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） はい、どうも答弁ありがとうございます。何かわかったようなわからんような答弁だったかと思うんですけども、また産業建設委員会等で詳しく教えてもらえばありがたいと思っておりますので、今回の質問はおかさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 先ほどから教育施設の関係でいろいろ出ております。この御答弁が市長の方からございました。できるだけ早くという答弁でございましたし、そのことについていろいろ相談もかけるというお話でございます。予算は総務の方でやられますので、総括でありますので、私から要望しておきたいと思います。

実は、この旧の本巢郡におきましては、県の施設は何もございません。強いて言えば、交通機動隊が県事務所の跡になったぐらいで、県のスポーツのとか、図書館とかいろんなあれが何にもこの本巢郡にございません。梶原県政4期16年で今回おやめになるということでございます。梶原さんも本巢郡の根尾村の出身でございます。そして、今の県の教育長、鬼頭教育長は本巢県事務所の総務課長でございましたし、糸貫にお住まいでございますし、将来この瑞穂市に住まれるようなことも聞いております。そんな関係から、市民がよく使えて公式のあれができるような、それを県とも一遍話をさせていただいて、何かタイアップしてできないか、これをぜひとも当たっていただきたい、そのことを要望しておきたいと思います。以上であります。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 補正予算書の12ページ、衛生費、保健衛生費の予防費についてお伺いをいたします。インフルエンザの予防接種委託料が1,102万5,000円、これが減額をされまして、かわりましてインフルエンザ予防接種助成金652万5,000円が計上されておるということでありまして、過日、御説明のありましたときには、65歳以上の方の費用だということでありました。お伺いをしたいのは、この委託料ということはどこかに委託をされていたということなので、どういった範囲で委託をされていたかということと、それが助成金にかわるということで、この該当になります65歳以上の市民の方がインフルエンザの予防接種を受けるに際して、どういった変化が起きているのかということについて御説明いただきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾部長。

市民部長（松尾治幸君） 安藤議員さんのインフルエンザの予防接種委託料の業務委託先はどこかということですが、本巢郡の医師会という契約でございます。それで各老人の方につきましては、各医療機関へ行かれて、医療機関ごとに予防接種をされて、医療機関ごとに本巢郡の医師会の会員でありますそれぞれの会員さんに委託料を払ったということでございます。

それから、今回、その委託料方式から助成方式に変えたということですが、65歳以上の御老人さんにつきましては、今までどおり本巢郡内の医療機関で基本的には予防接種をしていただくわけですが、助成金はその打っていただいた医療機関で代理受領していただくということで、当初私の方で各該当者が助成申請書を持ってきていただいて、個々に支払う予定で

計画をいたしておりましたが、その後、医師会との詰め段階で、医療機関ごとに代理受領していただいて助成していくという方針で医師会と合意を見たところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 安藤君。

1番（安藤由庸君） ありがとうございます。

そうしますと、今の御答弁の中で、本巢郡医師会の中でということでしたが、本巢郡医師会以外のところで受けた場合については、助成は受けられないということになりますでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 基本的には郡内の医師ということですが、ただ、それぞれ施設に入所されている方につきましては、そちらの方での受診ですので、全部が全部、郡内の医者ということではないです。例えば入院されておるとか、それぞれの老人保健施設とか、そちらの方に65歳以上の方が入院されておりましたら、そちらの方で受診ということですので、基本的には郡内の医師会ということですが。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 安藤君。

1番（安藤由庸君） 基本的に郡内ということでしたが、そうすると任意に例えば岐阜市内の医療機関で受けたと、または大垣市内で受けたということになった場合には、これははずれるというふうに認識をしてよろしいのでしょうか。今、御答弁の中に入院をしているという条件がついておりましたので。

議長（土屋勝義君） 松尾部長。

市民部長（松尾治幸君） 郡内の医師会との協議の過程で、代理受領をしていただいているのが基本原則でございますので、例えば岐阜の医療機関で窓口へ行かれたときには代理受領というのがちょっとできませんので、その辺については個々に助成とかそういう格好になるかと思いますが、医療機関で代理受領していただくということですので、ちょっと例外規定でありますので、その辺該当が出てきましたら対応させていただきたいというふうに思っております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、浅野君。

7番（浅野楔雄君） 今、いろいろと細かい点で、私、新しく議員になりましたが、勉強不足のところもありますが、例えば教育費のところ、工事請負費で出された庁用器具費ですか、こういうふうに出されてきて補正を組んでいらっしゃる場所もありますし、それから幼稚園のところだと350万、工事請負費で出ていますね。何をどういう工事をするかという明細がないと、例えばその350万をどういうふうに通算してきたかということも出てきませんし、そ



れから図書館のところで修繕費48万円、何を修繕するのかと、これも出てこないですね。

それと図書館について言いますと、館長は図書司書の資格のない方が館長をやっておられますが、やはり今社会の中では資格を非常に重んじますので、いわゆる図書司書の資格のある方が館長をやっていただくと。ただ長く役所に勤めているから館長だというわけにはいきませんので、これはひとつ教育委員会の方で、どこの会社、いろいろとリストラされたりなんかしますと、資格、資格といってそれで採用が決まるという件もありますので、特にそういうことは役所としても重んじていかなきゃならないと思います。図書司書の資格のある方が館長、ない人は平とやっぱりそういう区分けはきちっと今後していただきたいと思いますし、これから補正予算をこういうふうに組まれるときは、なるべくどこをどういうふうに修理する、どこをどういうふうに工事すると、明確に出していただきませんと、うやむやに出されますと、我々勉強に各施設を回っていても、何をどこを修理するんだと、わざわざそこで聞かなきゃなりませんので、だれが見てもわかるようにひとつお願いしたいと思います。以上です。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） まず資格にかかわることについてでございますけれども、おっしゃるように館長には司書の資格はないかと思えます。ただ、配置しております正規職員には、司書の資格を持った者を配置している。このことにかかりましては、人事にかかわることでございますので、今後こういった御意見を踏まえながら考えていきたいと思っております。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 予算項目の説明欄でもっと詳しくわかるようにということでございますので、以前からも御指摘をいただいておりますので、この件について御理解がいただけるように検討をさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 浅野君。

7番（浅野楔雄君） ありがとうございます。

いわゆる各委員会にかけられるもので、恐らく明細がきちっと出ておらんということはわかっておるんですが、その委員会に所属されていない議員の方にもわかるように、いわゆる心配りのあるひとつ今後書類でお願いすれば、どの議員さんもみんな各委員会のところすべてについて目配りができると思いますし、20人の議員の方の中にも得意とされる分野と不得意とされる分野の方もお見えですので、今後もひとつよろしく願います。これで終わります。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺君。

11番（小寺 徹君） 実は、児童手当が10月から小学校入学までが3年生まで出るというこ

とで、今月中に申請をするということになっておりまして、児童手当の支給の予算がここに出  
ていないんですけれども、当初予算でこれは見込まれたのかどうか、ちょっとこれはまだチェ  
ックしていないですのでわかりませんが、そこら辺はどう対応されておるか、お尋ねをしたい  
と思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 先ほどの小寺議員さんの児童手当の件ですが、制度改正分ですので  
当初予算に見込みで計上してございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 山田君。

20番（山田隆義君） この一般予算書の議会への出し方でございますが、今、議員さんがい  
ろいろ細部についての明細の提出をしないと審議がしにくいと、まさしくそのとおりだと思  
うんです。それで過日、全協だと思いますが、委託費とか、負担金とか、どここの維持費とか、  
そういう名目で多少概要の説明をされている資料を出されている部分がありますけれども、今  
後はその積算の根拠の明細がきちっとあるわけですから、それだけ金額が出るということは、  
それだけの根拠があって金額が積み上がって提出されておるわけですから、ただ概要説明をし  
ていただきますと、こちらで全部筆記しなきゃならんと。それで筆記してもらうのは、あんな  
ら当然だということならば、説明を一々全部されますと、全部筆記をする時間を持たなきゃな  
らんし、総括質疑の時間がかかるということがございますので、過日、市長も明細においては  
要望があればきちっと提出するということをおられるわけですから、次回からの予算書  
の提出については、積み上がった積算の明細をきちっと出していただきたい。

私は今回はそういう質問はいたしません、今から予告しておきますけれども、来年の一般  
予算の議案の提出の中身については、克明に積み上がった明細書を提出していただかないと、  
私は何も今まではわからないと言っては議員の使命を果たしていないわけでございますが、ほ  
とんど内容はわからない部分が多いんです、はっきり言って。概要で執行部がこういうことを  
やられるんやったらよかるうということで認めてきましたが、来年の3月は原点に戻りまして  
明細な資料を求めておきますので、その根拠について出されないと時間がかかりますが、私一  
人でも明確な答弁を順次求めてまいりますので、今から、出さなければ出さないでいいん  
ですけれども、出さなかった場合は時間がかかるということだけ予告しておきます。よろしく願  
いいたします。

議長（土屋勝義君） ほかございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園君に申し上げます。総務常任委員会の副委員長でありますので、こ

の議案、総務常任委員会に付託をされると思います。その場でしっかり御審議いただくように申し上げます。

ほかございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第16 議案第59号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第16、議案第59号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、若園君。

3番（若園五朗君） 1ページ、歳入のところでございますが、支払基金交付金でございますけれども、これは国・県・社会保険診療報酬支払基金、どこから入ってきますか。

もう一つ、この医療費の費用負担割合は、平成15年10月から平成16年9月の負担割合、国・県・市町村、そして社会保険診療報酬支払基金の割合の回答をお願いします。以上です。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 1ページの歳入の支払基金交付金ということですが、これは社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

それから、2点目の老人医療費の費用負担割合の関係でございますが、医療月の平成15年の10月から平成16年の9月ということで、概算的に費用負担の割合が決められております。それにつきましては、交付金は100分の62、それから国・県・市町村で100分の38ということですが、これはおおむねの概算ということですので、その辺につきましてはこの負担割合が若干変動する場合があります。確実に支払基金から100分の62が交付されるというものではございませんので、その辺御理解を賜りたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） はい、若園君。

3番（若園五朗君） 4ページでございますけれども、歳入の方が社会保険診療報酬支払基金というお金が入っていないながら、出る方ですけれども、一般財源がこの金額ですが、その辺は過年度分の精算という解釈でよろしいですか、いかがですか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） はい、そのとおりでございます。

〔「ありがとうございました」と3番議員の声あり〕

議長（土屋勝義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第17 議案第60号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第17、議案第60号市道路線の認定について、議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 2番 篠田君。

2番（篠田 徹君） ページ項目5、路線認定のナンバーで4 - 3 - 304 - 3、これは多利地内ではないかと思われるんですけど、これは今、路線認定の図面、過去からずっと見ておられますと、往々に都市開発があつたり何かしたところが認定を受けるのが常であろうかと思っておったんですが、これは過去からあつた水路敷の横の本当に歩道の、車道じゃないような普通の道なんですよね。それが何で今ここに市道認定で要件として上がってきたのか。若干私この近辺に住んでおりますので、不思議に思っております。どんなような経緯でどこから路線認定ということで上がってきたのか、御説明をよろしくお願いいたします。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 多利で新しく分譲住宅をされます中で、開発によって出てきました路線で、新たに認定するものでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 2番 篠田君。

2番（篠田 徹君） はい、質問回数3回ということでありますので、むだな質問をしたくないんですけども、今の部長の答弁ですと、ちょっと私が認識を誤っておれば本当に申しわけないかと思うんですけども、開発されますというふうに言われたんですけども、これ、もっと図面上の北の方を今開発してみえるのが現実ではあるかと思うんですが、この位置の開発ということだと、そうやったかなという懸念がありますのと、それと市道認定を受けるときには消防法か何かで4メートル以上の拡幅がある道路ということがあるかと思うんですけども、これは水路の横の、先ほども言いましたように、人が1人ぐらいしか歩けないところじゃないかなというふうに思うんですが、図面位置が詳細なやつありますか。

〔発言する者あり〕

2番（篠田 徹君） それならまた一遍現況を確認してまいります。

都市整備部長（水野年彦君） 多少もう少し北へずれるかもしれませんが、概要ですので、開発基準でちょっとこの図面の位置が違っていています。もうちょっと南ですね、逆に。ちょっと概要図の位置が多少ずれていますので、すみません。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第18 発議第2号について（趣旨説明・質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第18、発議第2号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

11番 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明をさせていただきます。

提案に至るまでの経過を若干説明させていただきたいと思います。

ことしの4月に市議員選挙がありまして、多くの議員の皆さんが、子供さんの医療費は小学校入学まで無料にすることを実現するという公約を掲げてみえました。私もその一人でありました。その議員さんたちと、議員提案をしたらどうだという話をしておりました。そういうときに、新人の皆さんのグループから学習会の呼びかけがあり、それに参加をして、そこでもこういう話があるがどうだということで提起をし、皆さんも非常にいいことだと。住民の皆さんも喜ばれる、一緒にやろまいかということになりました。さらに、いいことならば議員全員が賛同にいこまいかということで、新人の皆さんが全議員の皆さんに呼びかけていただいて全員賛同ということで、きょうここに議題になっております、提案が私、さらに賛成者として各常任委員会の常任委員長、棚瀬悦宏議員、桜木ゆう子議員、藤橋礼治議員、小川勝範議員の賛同を得まして、きょう提案に至ることになりました。

この提案の内容は、子供さんの医療費を小学校入学まで無料にする。ことしの4月から、入院費については無料になりましたけれども、通院が除外されている。そういう点で通院・入院ともあわせて無料にする、そういう内容の提案でございます。

条例改正案についての若干の説明をしたいと思います。

第4条中に、基本的には小学校入学まで無料にすると書いてありますが、その中で入院に

限ると限定されて、通院は除外されておりますので、この項を削るということ。

5条中の、5歳以上の幼児を除くということも必要ないので削るという内容であります。

さらに、実施時期は、平成17年4月1日から施行をするということで、実施日を決めました。  
経過措置は、このような経過措置を必要とするので、こういうこともさらにつけ加えて提案をするわけでございます。

以上、皆さんの御審議をよろしくお願ひし、御賛同をお願いいたします。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

議案第44号から議案第60号まで及び発議第2号について（委員会付託）

議長（土屋勝義君） 議案第44号から発議第2号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

---

散会の宣告

議長（土屋勝義君） 本日はこれで散会をいたします。ありがとうございました。

散会 午前10時28分